

# 寒河江市自動車急発進防止装置設置費補助金について

市では、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るため、後付けで急発進防止装置を設置する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付いたします。設置をする前に市役所市民生活課に来所又はお電話にてご相談ください。

## ■ 補助額

◎20,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1(1,000未満切捨)

※なお、補助金については、年度内1人につき1回です。

## ■ 補助金交付の対象となるのは

- ①市内に居住し、本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の方
- ②自動車運転免許証を保有し、市税を滞納していない方
- ③現在使用している自動車に後付けで設置できる装置（設置できない車種があります）
- ④申請者が車検証の使用者欄に記載されていること（営業・リース契約により使用している自動車を除く）
- ⑤市内の設置業者に依頼して、自動車急発進防止装置を設置すること

※市からの補助金交付決定前に設置した場合は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

## ■ 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、市内における自動車急発進防止装置の購入及び設置に要する経費です。

### 補助金交付までの流れ

#### 1 交付申請書の提出【申請時に必要なもの】

・印鑑・交付申請書 ・見積書の写し ・自動車検査証の写し（申請者名義） ・自動車運転免許証の写し

#### 2 補助金交付決定

#### 3 装置の設置 ⇒ 設置業者へ費用の支払い（領収書発行）

#### 4 実績報告書の提出【報告時に必要なもの】

・実績報告書 ・領収書の写し ・通帳の写し

・完成写真（車両のナンバープレートを撮影したもの並びに車両内部から装置状況がわかるもの）

#### 5 額の確定通知書

#### 6 補助金の支払い ⇒ 指定された口座へ振り込み

### 【注意事項】

●補助金を受けて取得した後付け自動車急発進防止装置は、2年以上ご使用ください。

●自動車急発進防止装置の使用に伴い、発生した事故及び損害等については、市はその責任を負いません。

#### ○様式の取得方法

・市役所2階 市民生活課生活安全係窓口

・寒河江市役所HP「令和4年度寒河江市自動車急発進防止装置設置費補助金」で検索

#### ○申込み・問い合わせ

寒河江市市民生活課 生活安全係 ☎85-1876（直通）